

市政トピックス

「法の日」無料法律相談会開催

市民課 市民係 (☎95)0152)

全国一斉司法書士会無料法律相談会

10月1日(法の日)～31日までの1か月間を推進期間として、全国一斉に司法書士会による無料法律相談会を行います。市でも次のとおり開催します。(予約が必要です。)

▼とき 10月1日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

▼ところ 市役所別棟 第8会議室
▼予約・問合せ 愛知県司法書士会西三河支部(☎056458)0246)へ。

「全国一斉!法務局休日相談所」を開設します

名古屋法務局民事行政調査官室

(☎052(95)8170)

土地建物の登記(相続や贈与、担保の抹消など)、会社法人の登記(設立や役員変更など)、お隣との境界問題、いじめ・DV・パワハラなどの人権問題、地代や家賃の供託、遺言や定款などの公正証書作成、一般法律相談などの日々の悩みごとや困りごとについて、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、法テラス・弁護士、法務局職員が無料で相談に応じます。

▼とき 10月4日(日) 午前10時～午後4時

▼ところ

①名古屋会場 名古屋法務局(名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館)

②三河会場 岡崎市シビックセンター(岡崎市羽根町字貴登野15)

▼費用 無料(予約優先制)

▼予約・問合せ 名古屋法務局民事行政調査官室(☎052(95)8170 午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝日を除く)へ。

平成28年4月保育所入所の申込書を配付します

子ども課 保育係 (☎95)0121)

今回のお知らせは、保育所入所の申込書の配付期間をお知らせするものです。入所資格や保育所説明会・入所申込受付等の日程、平成28年度中に育児休業終了後の保育所入所を希望する人(復職予定日が平成28年4月13日以降の人)の申込書の配付等についての詳細は広報ちりゅう10月1日号をご覧ください。

▼配付期間 10月13日(火)から

▼配付場所 各保育所、子ども課

※10月16日(金)以降は市役所子ども課のみで配付します。



「知立市子供議会」を開催します

「知立市子供議会」の開催について

子供議員の活動をとらえて、行政や市議会の仕組みを学び、身近な問題から自分たちが暮らす地域の将来やまちづくり等、幅広い諸課題について、子供の豊かな発想や視点からとらえた意見を発表するために実施します。

▼とき 10月20日(火) 午後2時～4時30分

▼ところ 知立市議会 本会議場



平成26年度子供議会

▼出席者

市内3中学校から各4人

議長2人・副議長1人

▼執行機関

市長・副市長・教育長
企画部長・総務部長・危機管理
局長・福祉子ども部長・保健健
康部長・市民部長・建設部長・
都市整備部長・会計管理者・上
下水道部長・教育部長・議事
務局長・監査委員事務局長

▼開催の経緯

①子供たちの声を直接受け止め、対策の協議をしていこうとした試みは、平成9年度から交通安全全担当者会に小中学生の代表も参加する形で実施されていた。

②平成15年6月定例議会において、子供議会開催が提言され、平成17年度に市制35周年目の記念行事として、市内3中学校の生徒による子供議会を開催した。

③平成24年度に「知立市子ども条例」が制定され、「意志決定の場」で自分の考えを表明する権利が保障された。

▼実現された提案の一例

〔平成25年度〕
図書館の閉館後の時間を利用し、ロビーコンサートを実施
〔平成26年度〕
東海道松並木に続く地下道の照明のLED化と、児童生徒作品の展示



地下道の児童生徒作品

▼問合せ 学校教育課 (☎95)0136)

あいち動物遺棄防止
キャンペーン実施

環境課 環境保全係 (☎95)0154)

愛知県では様々な取組の結果、犬・猫の引取り数および殺処分数は減少傾向にあります。一方、遺棄される犬・猫の増加が危惧されています。

そこで、動物の遺棄は犯罪であることを県民に周知し、動物の終生飼養等についての普及啓発につなげるため、本年度も「あいち動物遺棄防止キャンペーン」を実施します。動物の遺棄は絶対に行わないようにしましょう。

なお、9月20日(日)～26日(土)は動物愛護週間です。

ウォーターパレスKC
臨時休館のお知らせ

館内整備のため、次の期間休館します。
▶休館期間 9月28日(月)～10月2日(金)
※館内2階は9月29日(火)～10月2日(金)の期間、通常通り営業します。
▶問合せ ウォーターパレス KC (☎24-6261)



国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

国保医療課 国保年金係

刈谷年金事務所 (☎95)0123 (☎21)2159)

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには申込みが必要です。詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570(011)050)またはお近くの年金事務所へお問合せください。

秋の交通安全運動
9月21日(祝)～30日(水)

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115)

秋は行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋は日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとつては歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、夕暮れ時は交通量が増えることもあり、高齢者をはじめとした交通弱者が交通事故にあう危険性が高まります。

そこで、次の重点項目をきっかけ、秋の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- ・子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗車中の交通事故をなくそう。
- ・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
- ・飲酒運転を根絶しよう。

助産院や県外の医療機関で
妊産婦・乳児健診を受ける人へ

保健センター (☎82)8211)

健やかな妊娠・出産のために、定期的に妊婦健診を受け、母体の健康と胎児の成長を確認しましょう。

助産院や県外の医療機関で受診した場合、妊産婦・乳児健康診査分(診

察と指定項目の検査費用)の自己負担額を、未使用の受診票の回数に応じて限度額の範囲内で助成します。申請時に受診票裏面の医療機関による健診結果の記載が必要になりますのでご注意ください。

▼助成対象

- ① 県外の医療機関で自己負担で受診した場合
- ② 助産院で自己負担で受診した場合 (県内で受診した場合も対象)

▼申請に必要なもの

- ① 妊産婦・乳児健康診査費支給申請書(市ホームページからダウンロードできます。)
- ② 母子手帳
- ③ 妊産婦・乳児健康診査受診票(氏名・生年月日の記載があるもの、医療機関の健診結果の記載があるもの)
- ④ 口座のわかるもの(申請者と同名義のもの)
- ⑤ 領収書(原本の返却を希望する人は、原本と写しの両方をお持ちください。)
- ⑥ 印鑑



知立市平和祈念式

知立市は、平成22年に「知立市平和都市宣言」を行いました。これを機に宣言の趣旨を尊重し、市民の皆様と平和を祈念する、「知立市平和祈念式」を今年も開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

- ▶とき 10月16日(金) 午前10時から
- ▶ところ 中央公民館 講堂
- ▶内容 知立市平和都市宣言・黙とう・献花・原爆パネルおよび戦時資料の展示 など
- ▶問合せ 協働推進課秘書広報係 (☎95-0112)

【知立市平和都市宣言】
 歴史と伝統に育まれた知立市。
 私たちはこのまちで、平和で安心して暮らすことを心から願っています。
 私たちが願う明るく住みよいまちは、平和なくしてはかないません。そして世界の恒久平和は、人類共通の願いです。
 私たちは世界で唯一の核被爆国の一員として、二度と惨禍を繰り返さないよう、国際社会を導く役割を果たさなければなりません。
 ここに知立市は、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

市有地を売却します

財務課 資産経営係 (☎95)0187)

市有地を一般競争入札で売却します。

なお、一般競争入札の参加にあたっては、『平成27年度 知立市有地売却払 一般競争入札実施要領』をご覧ください。

▼実施要領配付場所
 財務課(24番窓口)
 ※市ホームページにも掲載します。

▼売却物件

所在地 知立市宝一丁目12番7外1筆(2筆一括での売却) (990.09㎡)

▼入札参加申込受付日

平成27年10月20日(火)、21日(水)

▼入札日

平成27年10月27日(火)

▼最低売却価格 1億2千万円

「特殊詐欺」多発!
 あなたにも電話がかかってくるかも!?

安城警察署 (☎76)0110)

最近では、「特殊詐欺」や「振り込め詐欺」という言葉を知っていても、手口が巧妙化しているため、だまされてしまう人が後を絶ちません。最近では、年金情報流出を口実にした前兆電話や、娘をかたる詐欺も発生しています!

言葉巧みに被害者をだまし、ATM等を利用した「振り込み型」や犯人の代行者が取りに行く、または、待ち合わせして現金を受け取る「手交型」があります。

◎被害防止のポイント
 ・留守番電話に設定を!

大半の特殊詐欺の犯人は、最初に自宅の固定電話に電話を掛けてくるため、自分の声が録音されることを嫌がります。在宅中でも、留守番電話に設定し、身内の人とは、日頃からコミュニケーションをとり、家族で「お金が必要なら、電話ではなく必ず会って頼むよ。」等と約束事を決めておきましょう。

振り込め詐欺は家族愛を利用した、大変卑劣な犯罪であり、自分一人で防ぐことは難しい犯罪ですが、誰かに相談していれば防げる犯罪です。
 家族の絆で特殊詐欺を防ぎましょう!

広告

弁護士法人

白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

- 不動産、建築トラブル
- 相続、遺留分、離婚
- 債権回収
- 交通事故、労災事故
- 企業法務
- 破産、債務整理
- 刑事

相続、離婚、債務整理、交通事故被害の相談は初回30分無料

弁護士 白濱 重人
 弁護士 香川 広志
 弁護士 武林 寛明
 弁護士 西尾 祐一郎
 弁護士 三島 侑子
 弁護士 居石 孝男
 弁護士 新海 久美子

刈谷事務所 ☎0566-91-0210

刈谷駅南口よりすぐ
 刈谷市若松町2丁目2番地

岡崎事務所 ☎0564-54-3777

JR岡崎駅東口よりすぐ
 岡崎市羽根町字北ノ郷45

▶ <http://si-law-office.com>

有料広告